

第18回新市民会館整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和3年3月23日(火曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 1時 0分 開議
午後 1時48分 散会

付託事件

議案第2号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

① 議案第2号 水戸市民会館条例

2 出席委員(27名)

委員長	渡 辺 政 明 君	副委員長	高 倉 富 士 男 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	萩 谷 慎 一 君
委員	土 田 記 代 美 君	委員	田 中 真 己 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	佐 藤 昭 雄 君
委員	綿 引 健 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	後 藤 通 子 君	委員	田 口 文 明 君
委員	森 正 慶 君	委員	鈴 木 宣 子 君
委員	黒 木 勇 君	委員	飯 田 正 美 君
委員	小 泉 康 二 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	須 田 浩 和 君	委員	栗 原 文 隆 君
委員	袴 塚 孝 雄 君	委員	五 十 嵐 博 君
委員	小 川 勝 夫 君	委員	安 藏 栄 君
委員	田 口 米 蔵 君	委員	松 本 勝 久 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議 長 内 藤 丈 男 君

5 参考人として出席した者(1名)

公益財団法人
水 戸 市
芸術振興財団
常 務 理 事
大 津 良 夫 君

6 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田尻	充	君	副市長	秋葉	宗志	君
市長公室長	小田木	健治	君	政策企画課長	宮川	孝光	君
交通政策課長	須藤	文彦	君				
総務部長	園部	孝雄	君	総務法制課長	上垣外	泰之	君
財務部長	白田	敏範	君	財務部参事兼 財政課長	梅澤	正樹	君
市民協働部長	川上	幸一	君	市民協働部 副部長	小嶋	いつみ	君
市民協働部 技監	太田	達彦	君	文化交流課長	三宅	陽子	君
新市民会館 整備課長	篠原	芳之	君				
産業経済部長	鈴木	吉昭	君	産業経済部参事兼 商工課長	長谷川	昌人	君
建設部長	渡邊	雅之	君	建設部技監兼 建設計画課長	大森	幹司	君
建築課長	大和田	聡	君				
都市計画部長	加藤	久人	君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大和	直文	君
都市計画課長	柴崎	美博	君				
7 事務局職員出席者							
事務局長	小嶋	正徳	君	事務局次長 兼総務課長	関谷	勇	君
議事課長	永井	誠一	君	法制調査係長	富岡	淳	君
書記	武田	侑未子	君	書記	堀江	良	君

午後 1時 0分 開議

○渡辺委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第18回新市民会館整備等調査特別委員会を開催いたします。この際、御報告します。本日、一般傍聴人4名がお見えになりますので、よろしく申し上げます。

[傍聴人入室]

○渡辺委員長 本日も参考人として、公益財団法人水戸市芸術振興財団、大津常務理事に御出席いただいておりますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第2号 水戸市民会館条例についてであります。

それでは、昨日の委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部から提出を受けておりますので、御説明願います。

篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 それでは、昨日御質問のありました、新市民会館に関する減免の考え方につきまして、新市民会館整備課提出の資料により御説明させていただきます。

条例第13条に規定する新市民会館における利用料金減免の考え方については、以下のとおりとなります。

1、対象事業等でございます。

市の主催事業や芸術文化の振興事業等のうち、市長が特に必要と認めるものを減免の対象といたします。

加えて、指定管理者があらかじめ市長の承認を得た事業についても、減免の対象といたします。

以下の表に対象事業、減免額を記載させていただいております。

(1)天災地変等による防災対策等。こちらは免除。

(2)市が主催し、または共催する事業のうち、市長が特に必要があると認めるもの。こちらも免除。

(3)指定管理者が主催し、または共催する事業のうち、市長が特に必要があると認めるもの。こちらも免除。

(4)その他市長が特に必要があると認めるもの。こちらは免除または減額となっております。

参考資料といたしまして、類似施設における減免についてを添付してございますので、後ほどお目通し願います。

新市民会館の利用につきましては、芸術文化の拠点であり、様々な活動の場として御活用いただきたいと考えております。また、芸術文化の拠点として、充実した設備をしつらえた新市民会館については、原則として利用料金をいただきながら運営してまいりたいと考えております。

本市におきましては、地域団体や市民の活動拠点として、1小学校区、1市民センターを整備し、市民の皆様無料で御利用いただいているところであり、今後も市民センターの利活用に努めてまいりたいと考えております。

利用料金の減免については、市長から指示を得まして、指定管理に係る経費の節減と、公平公正の観点から、慎重に検討を行い、減免の考え方に係る本資料をまとめたものであります。

本条例を議決いただいた後に、減免に関する規定等を策定いたしまして、特別委員会に改めて報告してま

いりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長 篠原課長，参考資料をもらっているのです，お目通しじゃなくて，ある程度これを説明して。

〔「これ第12条じゃなくて第13条じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 条例第12条というのが，これ第13条じゃないかというのは。

○篠原新市民会館整備課長 失礼いたしました。

訂正させていただきます。第13条です。大変申し訳ございません。

○渡辺委員長 田中委員，御指摘ありがとうございます。

じゃ，ちょっとこれを説明して。

篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 大変申し訳ございませんでした。

参考資料の説明をさせていただきます。

左側の欄に条例，右側のほうにその条例に基づく各自治体の減免の考え方等を記載させていただいております。

1つ目が，茨城県立県民文化センターの条例におきましては，減免の規定等はございません。

ひたちなか市文化会館設置及び管理条例につきましては，使用料の減免に関する規定がございまして，規則におきましてどのようなものを減免するかということが規定されてございます。

続きまして，宇都宮市文化会館条例におきましては，同じく使用料の減免に関する規定がございまして，こちらについては，障害福祉の増進のため等に使われる場合には減免となるということで規定がございまして。

続きまして，その下，所沢市市民文化センターの条例におきましては，条例に減免に関する規定はございません。

ページを返していただきまして。

〔「これ第12条でいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 第12条は利用料金なんだよね。それで第13条が指定管理者は市長が特別な理由があると認めるときは，利用料金を減額し，または免除するものとする。

篠原課長，ちょっと，第12条と第13条で，どっちが正しいのかということなので，ちょっと。

〔「ごめんなさい。合ってた」と呼ぶ者あり〕

○篠原新市民会館整備課長 第13条が利用料金の減免となっております。

○渡辺委員長 じゃ，第12条が間違っていることね。

○篠原新市民会館整備課長 大変申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○渡辺委員長 第13条で。執行部のほうのこれは間違いですね。

続けてください。

○篠原新市民会館整備課長 ページを返していただきまして，2ページでございます。

アルカスSASEBO条例につきましては，利用料金の減免に関する規定がございまして。同じようにその施行規則につきまして，どのようなものの場合に減免するかということが記載されてございます。

続きまして、川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設条例につきましても、使用料の減免の規定がございます。その中で、ウェスタ川越のほうにつきましては減免の基準がございまして、記載のとおりとなっております。

最後、一番下、新潟市民芸術文化会館条例におきましても使用料の減免の規定がございまして、規則の中にこういった場合に減免するかというようなことが記載されてございます。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 一通り、今説明をさせていただきました。

それでは、質疑のある方は発言願います。

須田委員。

○須田委員 私の認識なんですけれども、昨日の論議も条例上の減免規定が載っているというのは基本的にはあり得ない。あり得ないというか少ない。ひたちなか市文化会館条例も減免規定が市長とか管理者が認めるところという形で条例に載っているものがほとんどである、もしくは載っていない。だから今論議している、議案としている条例に関してはもうこれで正しいんだと思うんですよ。

ただ、昨日からの論議は、もう一回整理すると、基本的に減免の規定が条例にないもの。それから市長や指定管理者等が減免を認めるときはやりますよというのは基本的にどこの条例も一緒。ただ、ひたちなか市だけちょっと第9条の2というのがあるみたいなんですけれども。だから条例自体はこれで正しいんだと思うんですよ。

ただ、その減免の対象となるものが何なのかというところで、だから私としては議案の条例に関してはこれでもう丸なんですけど、その適用の部分で減免の考え方が整理されていないと。その条例をつくっちゃったのはいいけれども、減免の考え方というのは当然そちら側にさいころを渡すわけですから。と考えると、減免の考え方について、皆さんは話し合ってきたのかなという感じがするんですけども、そこら辺の減免の考え方としては、私が思うに、条例を通してから何回もこの委員会で減免の考え方をきちんと精査していくというのが正しい方向なのかなと思うんですが。そこら辺は、例えば条例を通しちゃったら減免の考え方については、執行部で決めるんですよとかじゃなくて、やはりこの委員会等でも報告し、話し合いを進めるのかということに関して確認させてください。

○渡辺委員長 それでは、今須田委員さんのほうから、この条例の案文はこれが基本として正しいということで、細かい規定について、例えばこの参考資料によると、川越市は市立中学校の授業等による使用とか、基準が細分化されているよね。そういうものの規定を、今後いわゆる委員会等にきちんと報告してほしいというようなことなので、きちんと答弁してください。

篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本日お示しさせていただいたのは、基本的な考え方ということでございまして、今後、さらにその詳細な部分につきましては、規定等を定めまして、特別委員会のほうへ報告させていただきたいと考えています。

○渡辺委員長 須田委員。

○須田委員 また、もう1点ちょっと私、疑問があるんですけども。

全部の条例を見ると、市長が減免を決めるじゃないですか。市長が必要と認めるときは減免するものというのは全部一緒だと思っています、大体。ただ、その主語の前に市長が減免する特別な理由があるときは、指定管理者に市長が決めたことを言って、指定管理者が指定管理を行っている場合は、指定管理者が減免する。減免は市長が主張する。それで、市が管理している場合には、市長が減免する。当然ですよ。市が管理しているときには。管理している者が減免する、その理由として市長が決めるということ。指定管理者がやっているところはどこでしたっけ。後ろのアルカスSASEBOの条例は、指定管理者は、市長が減免しろって言ったなら免除することができるというのと書いてありますよね。指定管理者を設けている場合は、市長がこういう理由を言った場合に基本的に指定管理者は減免することができるというのが、条例上、通常はどこもそういう形なんですかね。指定管理者を擁しているのに市長はという文言は使えないと思うんですよ。そこをちょっと確認させていただきたいんですが。

○渡辺委員長 文言の中で、例えば市長が、と、市長は、では全然違いますよ。語尾が違ってきますよと。

○須田委員 委員長もう一回。ごめん。質問が分かりづらいので。

指定管理者を設けて、指定管理者が管理をしているときは、主語は、「指定管理者は」減免する。市が管理しているときは「市長は」減免するという形なのかなと。そこら辺の確認をしたかったんですが。

指定管理者のときでも決めるのは市長ですよ。条例上、市長がやっていいんだから。その確認。指定管理者がやるわけじゃなくて、市長がやるんですよ。

○渡辺委員長 市長と指定管理者の関係だね。

篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理者が管理しているものは指定管理者が減免を決定いたします。市が管理している場合には市長が減免を決定するということになります。

○渡辺委員長 須田委員。

○須田委員 市が管理している場合は市長が減免する。市が管理しているんだから市が減免する。指定管理者が管理している場合は、指定管理者が減免するんですよ。そこまで答弁がありましたよね。

その指定管理者が減免する理由の中に、当然市長が減免したほうがいいと、市長が減免するという考えを持った場合に、指定管理者は管理しているんだから減免してくれよというのが条例の考え方ですよ。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 そのとおりでございます。

○渡辺委員長 福島委員。

○福島委員 本条例は、指定管理者はということで、やっているんだよ。それは今議決しようとしているのは、指定管理者に一任するための条例でしょ。そうしたら当然、指定管理者「は」になるわけでしょうよ。それで何で「が」になるの。

[発言する者あり]

○福島委員 そうだろ。そうしたら、市長が認めるのと、指定管理者が認めるのと、2つあるわけでしょう。

○渡辺委員長 指定管理者が独自で、その減免を決めるということはないんですよ。

そこのところをきちんと明確にしてくれないと。

○福島委員 この条例では、指定管理者が決まれば、指定管理者は、自分で減免を決められるんでしょうよ。自分で一切管理をしているんだから。自分はこれは公益性があつて、大規模でやるよつて言えば、市が減免措置をしてくださいつてやればできるんでしょ。

○渡辺委員長 福島委員の今の指摘どおりで、第13条で指定管理者は、市長が特別の理由があると認めたときは利用料金を減額するとなっていますので、今福島委員の御指摘のとおりだと思います。

ほかにありますか。

萩谷委員。これに関連してですね。

○萩谷委員 私のほうから、今日配られたものなんですが、この(1)、(2)、(3)は、全部免除ということになっているんですけども、減額についての考え方というのがちょっと明確になっていませんで。

例えば市が主催、または共催する事業でも、減額になる場合もあるんでしょうか。この辺がちょっと分からないと思ひまして、御説明いただきたいと思ひます。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今、御指摘のありました、市が主催し、という部分については、免除ということで考えております。

○渡辺委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 たしか、以前の市民会館のときは、市の事業であつても利用料をお支払いしていたかと思ひますよね。だから、多分、市長が特に認めた事業とそうでない事業があるんじゃないかと私は思つて読んでいたんですが、そうではないんですね。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 これは記載のとおり、市が主催するもの全てではございませんで、そのうち市長が特に必要と認めたものにつきましては免除していくということになります。

○渡辺委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 そうすると減額はなくて、全部免除という形になるということですね。

もう一つ、そうすると減額というものがどういったものかは、これから決めていくつていう形でいいんですか。

○渡辺委員長 先ほどそういう答弁がありました。

松本委員。

○松本委員 話をまたぶり返しちやつて申し訳ないんだけども、要するにこの条例を議会が議決した場合に、市民会館というのは、その名のとおりで市民の会館だと私は思つています。ですから、この指定管理者制度で決定した場合に、例えば、市長がこれは減免してほしいと言つたとしても、指定管理者にとって赤字では管理者は決められない。そうしたら市長に権限があるのか、管理者に権限があるのか。この条例を議決した場合には、どつちにそのウエートつていうのは、重みつていうのはあるんですか。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

水戸市長のほうに権限がございます。

○渡辺委員長 松本委員。

○松本委員 そうしたらさ、市民の人が市長に、この新市民会館を使うから減免をお願いしますと言った場合に、権限が市長にあるといたれば、指定管理者は赤字になるわけでしょう。そういうことの決め方ですか、これ。指定管理者に任せたらばさ、指定管理者のほうがウエートは大きいんじゃないですか、と私は判断するんだよ。私の考えが間違っていたらごめんね。幾ら幾らでもう任せるんだから、赤字になるのに指定管理者なんかなる人はいないから。水戸市民なんだから全部減免しろって言ったらば、指定管理者は赤字になりますよ。そういう決め方では指定管理者というのは決まらないと思うんです。

だから私はこの条例を決めれば、市長よりも指定管理者のほうが中心になっていくんじゃないのかなと。だから減免というのはなかなか難しくなるんだろうと、こういうふうに思うんですよ。

市民の血税を使っている市民会館なんだよ。だから、その辺の整合性が取れないような今のこの論議の中では、私はそんなふうに思っているんですよ。

だからどっちがウエートが大きいって言ったら今市長のほうが大きいって言ったでしょ。課長はね。市長のほうにウエートがあるんだと。だから指定管理者は泣く泣くそれを受けなければならない。そうしたら指定管理者は赤字になっちゃうわけでしょ。水戸市民が多く使っていくんだから。

そんなことで、これは話として成り立つの。何かちょっと委員長、私ね、この辺が納得いかないところがあるんですけども。

○渡辺委員長 それでは、暫時休憩してちょっと整理してもらいますから。

福島委員。

○福島委員 そこで一番大事なことは、市民のための市民会館だと俺は思っているから、前と同じようだと。例えば、あそこの泉町の商店街だ、大町の町内会だ、宮町の町内会だ、そういうものの集まりがあるときは、今度は新市民会館になると思うんですよ。それでみんな銭取っちゃうの。

執行部に聞くと、あそこででかい5,000人のイベントとかをやって、全国からお客を呼ぶんだという考えが主体なんです。

我々の考えは市民だから、市民のための市民による市民の会館でなければならないと思う。そうすると例えば、五軒町の子ども会の総会、婦人会の総会、そういう集まりをこの新市民会館でやりますよと。これは当然そうなると思うんですよ。それから、遠いところもね。じゃ河和田のほうで婦人会の新年会で集まりがあるときは、わざわざ新市民会館なんかに行って、新年会をやって帰ってきましょうと、あと食事もしてと。そういうようなコミュニケーションの場であると思うんですよ。だからそれが、全国的な、大規模な、3,000人だ、5,000人だっていう、興行主のやることを主体的にやるのか、それとも本当に市民の皆さんの子ども会の集まりですよ、何があってもあそこで集まりをやりましょうと。そうすると中心市街地の活性化ということで、やるのが市民会館たるものなんです。ですからその辺も踏まえて、お願いします。

○渡辺委員長 今、福島委員さんのお話がありましたが、新市民会館が、市民の芸術文化活動に寄与するという大きなテーマの下で、その中で、貸館事業とかあって、例えばそういう地域団体とか、そういった人たちが使う場合も、例えば今近くの水戸市国際交流センターもお金を取っているんですよ。ですから、その

辺のところの金額の差はあるかと思しますので、そういうものを踏まえて、ちょっと暫時休憩して、整理させていただきますから。

暫時休憩します。

午後 1時25分 休憩

午後 1時30分 再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ただいまの松本委員の質問に対して、太田技監。

○太田市民協働部技監 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、市民会館につきましては、先ほど篠原課長が説明をさせていただきましたとおり、基本的には市民の皆様から料金をお支払いいただいた上で御利用いただく施設というふうに考えてございます。

また、新市民会館につきましては、施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができる利用料金制を採用いたします。利用料金の減免につきましては、松本委員の御指摘のとおり、指定管理者の利用料金収入の減少につながってまいりますので、その減免額が大きい場合、指定管理者の経営努力の意欲を損ね、結果的にサービスの低下を招く可能性もあると考えております。

そのため、減免対象事業の内容や、減免の額などにつきましては、あらかじめ水戸市のほうでその基準を策定をいたしまして、公募のときにはお示しをして指定管理者のほうで納得した上で、それに手を挙げていただくというような形を考えてございます。

したがって、先ほど、市長がというお話がありましたけれども、市があらかじめ基準を定めるということで、市が決定するというものでございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

松本委員。

○松本委員 言っていることは分かりますよ。要するに減免をするというその詳細について、後ほどということなの。議案は通しておいてもらって、後ほどそういうものを精査して議会のほうに出すというような内容で捉えていいんですか。

○渡辺委員長 太田技監。

○太田市民協働部技監 お答えをいたします。

松本委員のおっしゃるとおり、運用に関する規定を早期に定めまして、本特別委員会に御報告のほうをさせていただきたいと考えてございます。

○渡辺委員長 松本委員。

○松本委員 委員長、申し訳ないです。

でしたらば、私はね、この委員会までにプロフェッショナルの皆さんが議案というものをつくって、もう完璧なものだというふうに私たちは捉えているんですよ。ですから、執行部の議案に対して私らは反対というのは、よほどのことがない限りはしたことがないと、私はそう思っています。

ですから、この条例に対しても、今、太田技監さんが、後ほど報告すると言ったような答弁だったというふ

うに思うんですね。そうしたら、後ほどということは、その信頼関係の問題もあるんだけど、いつまでにか、ある程度素案ができていけば、こういう方法が今の考えていることなんだとか、ある程度、我々が信頼できるような答えが欲しいなど、私自身は思っているんです。

何か考えていることがあるんだとしたら、文書でなくてもいいから口頭で言っていただければ、いかがかなというふうに思っています。

○**渡辺委員長** 今、松本委員から2つ指摘がありまして、やはり、議案として条例を出す場合、もう少ししっかりした、これの運用規則の資料があつてしかるべきだろうということが1点と、あと、後で後でと言うといつになるか分からないというような中で、やはりこれは公募するわけですから、この条例は。ですから、例えば4月の中旬ぐらいまでとか、4月とか、そういうある程度めどをしっかりと聞かせてくれということだと思います。

太田技監。

○**太田市民協働部技監** お答えをいたします。

減免に対する運用の基準に関しましては、本条例を議決いただいた後に、減免に関する基準等を策定いたしまして、今後、指定管理者の公募を本年の5月ないし6月にはしてまいりたいというふうに考えてございますので、それまでには、本特別委員会のほうにお示しをさせていただきたいというふうに考えてございます。

○**渡辺委員長** いや、それも分かるんだけど、今までがぎりぎりになって出てきているから審議する時間が必要なので、なるべく早めに出していただくことが、今の松本委員さんのお考えに対する答えかなと思いますので、松本委員、それでよろしいですか。早めという、後でということだったので。大体4月末ぐらいかな。5月か6月に公募をするので、その前にこれの運用規定を皆さん方にお示しをしたいということなので。

松本委員。

○**松本委員** 分かりました。皆さんを信用しますよ。

そうしたらね、指定管理者との契約というのはいつでしたっけ、これは。いつ指定管理者と水戸市が指定管理の契約を結ぶんですか。

○**渡辺委員長** 太田技監。

○**太田市民協働部技監** お答えをいたします。

指定管理者の公募のしるしを進めまして、本年12月の定例市議会に指定管理者の決定に関する議案を提出させていただきたいと考えてございます。

したがいまして、本契約となりますのは、その議決をいただいた後、正式な契約というふうに考えてございます。

○**渡辺委員長** 福島委員。

○**福島委員** 通常は、そういうものをきちんと出して、議会が認めて議案を議決するんだけど、松本委員のお話では、それは後でもよからうということなんだけれども。

それに伴って、一番大切なことは、市民会館運営審議会というのを今度なくすということだけれども、そ

れは何のためになくすのですか。運営審議会というのは、例えば地元の町内会の代表とかだとか、利用者の代表とか、それとか議会の代表とか、芸術文化の各種の代表者の方が、利用者が利用しやすいように、そうして、使ってみて、正しい料金なのか、それとも高過ぎるのかと、そういう審議会の中で前は市民会館をやってきたわけですよ。

今度はなくすってことなんだけれども、その点は、一切市民を排除すると、そういう意味なんですか。

○渡辺委員長 運営審議会の件では分かりますか。

篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

先日、土田委員の御質問にもお答えしましたが、新市民会館に関しては、市民に親しまれる施設とするため、市民がその運営等に参加してもらうことが重要であると考えてございます。

市民が市民会館の運営等について、積極的に携わり、活動する組織の設置を現在検討しているところでございます。

○渡辺委員長 福島委員。

○福島委員 検討するという事は、開館までに組織をつくるということで理解していいの。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

はい。開館までにそういった組織を設置する予定でございます。

○渡辺委員長 そのほかに。

土田委員。

○土田委員 今日出していただいた資料と、昨日の論議の中で、福島委員、袴塚委員たちが市民が使う場合の減免というか、市民優遇策がないのではないかと御質問から今日の資料が出てきたと思うんですけども、私も全部調べているわけではないんですけども、今日出されたのは一応同じような形で、特に規定がないものばかりを並べてくださいましたけれども、実際には私が今言える段階だけでも、2年前に建った、堺市のフェニーチェ堺の場合は、やはりはっきりと堺市にお住まいの方、堺市の団体企業と、そのほかの方の料金体系が違ってきます。また、福井のフェニックス・プラザでも、市民の利用料率が決められて、市外または営利を目的とする市外居住者の場合は、基本料金に何%乗じるといった形で市内居住者、市内企業と外との区別がはっきりついているところもあると思うんですけども、そういったところを比較でお調べになるということはないのでしょうか。

○渡辺委員長 よく質問が分からないんですけども。

○土田委員 昨日の質問に対して、水戸市の条例はよそと一緒にすよみたいな資料を出して下さったんですけども。

○渡辺委員長 それはあのね、日本全国の市町村にね、市にも町にも文化センターはあるので、それは千差万別で、多様性があるんですよ。

○土田委員 市民と市民以外の区別をはっきりとしているところもあるはずなんですけれども、その点について、きちんと。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新市民会館につきましては、多くの皆様方の利用促進ということを考えまして、市内、市外というような区別は設けずに規定させていただいております。

○渡辺委員長 須田委員。

○須田委員 私は最後にします。

松本委員も条例はいいよと。ただ、5月までに出すということで条例はいいよと言ったんだからそれはいいけれども、この減免の考え方というものを、本来は今回出していないと私たちは議決権で話しているんだから。条例を通しちゃうと、どうも松本委員の言うように、何かその後の減免の考え方なんかちゃんと出さないんじゃないかなという変な疑問があるので、きちんと条例は通しても、それを委員長、減免の考え方をきちんとここでやらせてください。よろしくお願いします。

以上です。

この減免の考え方を、今後、5月までに委員会に報告するって言ったんだから、それは確実にやってよ、ちゃんと。

○渡辺委員長 先ほども話しましたように、この基本的な減免の考え方が定まらないと、全てが定まらない。そうでしょ。減免の基本的な考えがばらばらでは決まらないんだから。そこも含めて、しっかりと今度は運用規定ルールを明確に示してほしいということなので、それでよろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ないようですので、質疑は終わらせていただきます。

それでは、これより議案第2号について、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は挙手によりお願いいたします。

議案第2号について、御意見等がございましたらお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 議案第2号 水戸市民会館条例について、反対の意見を述べさせていただきます。

いろいろ議論がありましたが、まず第2条の設置目的から、住民福祉の増進が削除され、また運営審議会についても削除されたことについては同意ができません。

また泉町1丁目という設置の立地についても、今住民訴訟の中で、用地選定の計画がずさんであると。最少経費の原則から逸脱したものであるという、まさに係争中の焦点のものでありますので、この点も問題だと思いますし、この場所にしたために、再開発費用だけで125億円という巨額の費用がかかることになった大きな原因でありますし、また交通渋滞問題も解決しておりませんので、この点は認められません。

また、第3条に各施設がありますが、2,000名の大ホールをはじめ、施設規模の全体が課題であると思いますし、一方で、専用駐車場は僅かしかないということで、利用者は周辺のコインパーキング代を自分で払うという関係にもなるわけですので、この点も認められません。

第5条、第6条、指定管理者に関わる管理ですけれども、そもそもどういう事業を展開するのかという検

討も不十分なままで、来年度早々に指定管理者の公募をするということではありますが、今議論があった、減免につきましても、直営であれば柔軟な対応も可能でしょうが、規定も示されないままで、これに同意することはできません。

それ以外にも、60万人の来館ですとか、年間運営費3億7,000万円ですとか、あるいは48億円の経済波及効果などもいずれも根拠が乏しいものであり、完成後も多額の出費が避けられないというふうに考えますので、反対をいたします。

○渡辺委員長 ほかにありますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この条例については、市民が待望する新市民会館であります。

今回の条例については、有料の範囲、そして減免の考え方、またラウンジ等の有料に関する事、そういったことが今回論議をされましたが、今後も4月以降の条例通過後、しっかりとした方針を策定していただいて、早急な完成を望みたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

福島委員。

○福島委員 これだけの新市民会館建設に当たっては、地域住民の協力なくしてできなかったわけなので、これから工事をやるにせよ、公演をやるにせよ、必ずや地元住民に迷惑をかけることとなります。そういう形で、地域住民の支援に対し十分なる配慮をし、そして、心豊かな芸術文化の振興に当たられたいと。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

ほかに意見もないようですので、議案第2号について採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○渡辺委員長 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま各議員さんから様々な意見が出ました。執行部におきましては重く受け止めて、しっかりとそれに応えていただきたいということを委員長、副委員長として要望をしておきます。

それでは、以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次に、この際、本会議における委員会報告書についてをお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

参考人におかれましては大変お忙しい中、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時48分 散会